

○指宿南九州消防組合有料広告等掲載取扱要綱

令和 7 年 4 月 22 日
告示第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、指宿南九州消防組合の自主財源確保のため、募集した広告（以下「広告」という。）を有料で掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第 2 条 組合の有料広告等掲載取扱いについては、指宿市有料広告等掲載取扱要綱（平成20年指宿市告示第 4 号）第 2 条から第12条第 1 項及び第13条から第19条までの規定を準用する。この場合において、同条例中「市」とあるのは「消防組合」と、「市長」とあるのは「管理者」と、同条例中第3条第1項中「市民」とあるのは「住民」と、同条例第 4 条第1項第 2 号及び第 3 号中「市内」とあるのは「消防組合管内」と、同条例第 9 条第1項第 1 号中「広告媒体を所管する課（室）長」とあるのは「総務課長」と、同条例第16条第 1 項中「総務部長、総務課長、人事秘書課長、財政課長その他審査案件を所管する部長及び課長の職にある者」とあるのは「消防長、次長、総務課長、警防課長、予防課長」と、同条例第16条第 2 項中「総務部長」とあるのは「消防長」と、「財政課長」とあるのは「次長又は総務課長」と、同条例第16条第 3 項中「財政課及び審査案件を所管する課等」とあるのは「総務課」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。